

# 修学旅行・バスツアーに係る費用の一部を助成します！

## 「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」助成金

- ◎助成対象者：旅行業法の規定による**第一種、第二種、第三種旅行業の登録**を受けている旅行会社（営業所、支店等含む）及びその他の事業者
- ◎助成対象期間：令和8年6月1日から令和9年2月1日までに終了するもの
- ◎助成要件：※旅行出発日から10日前までに必要書類を提出すること

修学旅行	バスツアー
<ul style="list-style-type: none"><li>① 小・中・高・特別支援学校等が実施する修学旅行であること</li><li>② 助成対象期間内（令和9年2月1日は除く）に宮崎県内（宮崎県発着フェリー含む）に一泊以上宿泊すること</li><li>③ 旅行行程に県内観光施設（体験や食事等）が組み込まれていること</li></ul> <p>※①～③をすべて満たすこと</p>	<p>※バスツアーとは、行程の開始から終了まで、借上バスで移動することを前提としています</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 九州地区内をバスの出発地とするバスツアーであること</li><li>② 送客人数が延べ15名以上の募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること</li><li>③ 助成対象期間内（令和9年2月1日は除く）に宮崎県内に一泊以上宿泊すること</li><li>④ 旅行行程に「宮崎の強み」を生かした企画が組み込まれていること</li><li>⑤ スポーツ合宿、宗教、政治、興行、大会等への参加を目的とする企画でないこと</li><li>⑥ 当協会から別に補助等されているバスツアーではないこと</li></ul> <p>※①～⑥をすべて満たすこと</p>

## 貸切バス借上げ費用助成

- ◎助成金額：貸切バス1台につき1日**3万円**を助成
  - ※貸切バス1台あたりの費用が3万円（税込）に満たない場合は、実際に要した額を助成
  - ※有料道路利用料、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は対象外

## 商品企画開発助成

- ◎助成金額：1人泊あたり**1,000円**を助成
  - ※県内宿泊施設での宿泊につき助成、県外泊は対象外

やむを得ない理由により助成事業を停止する場合があります。ご了承ください。

(公財) 宮崎県観光協会 観光推進局 国内誘致部  
☎ 0985 - 25 - 4676 / FAX : 0985 - 26 - 6123  
<https://www.kanko-miyazaki.jp/business/study/subsidy>  
申請先 : [manabitabi@kanko-miyazaki.jp](mailto:manabitabi@kanko-miyazaki.jp)

